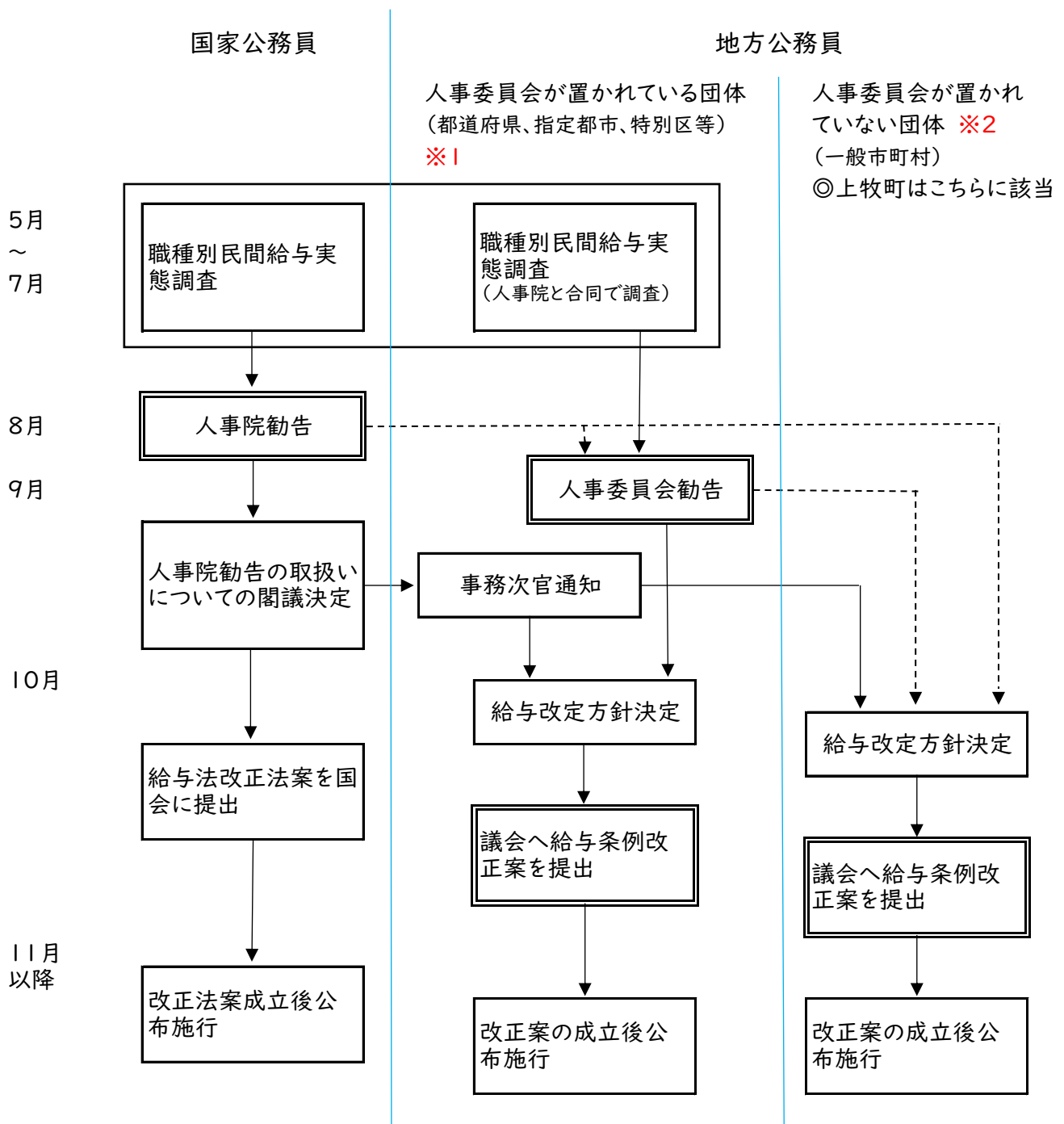


地方公務員の給与改定の手順フロー図



人事院勧告とは

労働基本法が制約され、給与など勤務条件の改定に自ら関与できない国家公務員のため、第三者機関である人事院が国会と内閣に必要な見直しを求める制度。公務員と民間企業の給与の水準を均衡させることを目的に、原則毎年実施される。

※1 人事委員会が置かれている団体(都道府県、指定都市及び特別区等)においては、人事院勧告の内容及び当該団体の民間賃金動向等を総合的に勘案して人事委員会が勧告を行い、国の人事院勧告の取扱いに関する閣議決定を受けて具体的な給与改定方針が決定される。

※2 人事委員会が置かれていない団体(一般市町村)においては、国の取扱いや都道府県の勧告等を受けて、具体的な給与改定方針が決定される。